大潟村認定こども園等建設工事設計業務委託(認定こども園)　仕様書

第1　業務概要

本事業は、大潟村認定こども園、小学校校庭整備、東西道路整備、グラウンド駐車場整備、トイレ整備を行う。ただし、提出する本事業の見積額には、小学校校庭整備、東西道路整備、グラウンド駐車場整備、トイレ整備、幼稚園舎解体の見積額も合算すること。

1　業務名称(大潟村認定こども園等建設工事　基本･実施設計業務委託)

2　計画施設概要

(1)施設名称((仮称)大潟村認定こども園)

(2)施設の場所(南秋田郡大潟村字中央5-1　地内)

(3)施設用途(認定こども園(①保育園及び②幼稚園))

①平成21年1月7日国土交通省告示第15号　別添二　類型　第11号1類とする。

②平成21年1月7日国土交通省告示第15号　別添二　類型　第7号1類とする。

3　設計与条件

(1)敷地の条件

ア　敷地の面積(約11,000㎡)

イ　用途地域及び地区の指定(用途地域及び防火地域の指定なし)

(2)施設の条件

ア　施設の延べ床面積

･新築建築物(1,700㎡を超えない)

･解体建築物(幼稚園舎、約750㎡)

･耐震改修建築物(幼稚園遊戯室、約250㎡)

イ　主要構造

･新築建築物(木造、鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨造)

･解体建築物(幼稚園舎、鉄筋コンクリート造)

･耐震改修建築物(幼稚園遊戯室、鉄骨造)

(3)建設の条件

ア　工事費上限額(8億3千万円(消費税込み)。ただし、認定こども園関連工事費のほか、小学校校庭整備工事、東西道路整備工事、グラウンド駐車場整備工事等、全て含む。)

イ　建設工期(平成29年度)

(4)建設与条件については、次の資料による。

･建設与条件は、別添「大潟村認定こども園の整備方針等について　提言書」及び「提言書別紙」のとおりとする。

･設計書の作成は、各社の書式とする。

･既存施設を使用しながらの工事となるため、適切な仮設等を行い、施設運用に対する影響が最小限になる計画とする。

･工事期間中を含めて、施設利用者及び周辺への安全対策は最大限配慮した計画とする。

･機能を最優先とするが、合わせて環境負荷低減(省エネ、CO2削減、リサイクル、太陽光発電などの自然エネルギー対応等)に配慮した設計とする。

第2　業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「秋田県営繕工事設計業務委託共通仕様書」によるものとする。(http://pref.akita.lg.jp/www/contents/1136336058063/index.html)

1　管理技術者の資格要件は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に定める一級建築士とする。

2　設計業務の範囲

(1)一般業務

ア　基本設計

･建築(意匠)基本設計

･建築(構造)基本設計

･電気設備基本設計

･機械設備基本設計

イ　実施設計

･建築(意匠)実施設計

･建築(構造)実施設計

･電気設備実施設計

･機械設備実施設計

(2)追加業務

･建築積算業務

･電気設備積算業務

･機械設備積算業務

･透視図作成〔種類(外観)判の大きさ(A3)、枚数(1)、額の有無(有)及び材質(アルミ)〕

･透視図作成〔種類(内観)判の大きさ(A3)、枚数(1)、額の有無(有)及び材質(アルミ)〕

･計画通知申請手続き業務

･防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務

･バリアフリー関係調書等の作成及び申請手続き業務

･省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

･概略工事行程表(仮設計画を含む)の作成

･構造検討資料の作成(構造形式、各種仕様、設備、概算費用(維持管理経費含む)、法令チェック等)

3　業務の実施

(1)一般事項

ア　基本設計業務は、指示された設計与条件及び適用基準等によって行う。

イ　実施設計業務は、指示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

ウ　積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2)打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

ア　業務着手時

イ　調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ　その他

(3)適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの最新版とする。

(4)成果物の提出場所(大潟村教育委員会学校教育班)

･部分引き渡しにかかる指定

指定部分の業務名、引渡期限及び業務委託料

･基本設計　平成29年1月20日　業務委託料の基本設計費用を上限とする額

･実施設計　平成29年3月24日　業務委託料の実施設計費用を上限とする額